

一般社団法人日本ゴールボール協会
入会規則

平成27年3月22日決定

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本ゴールボール協会（以下、「協会」という。）定款第7条に基づき、会員の入会について必要な事項を定めることを目的とする。

(申込)

第2条 協会の正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、別紙「入会申込書」に必要な事項を記載の上、会長に提出し理事会の承認を得なければならない。

(承認)

第3条 理事会が、入会申込者の入会を承認するにあたっては、以下の事項を十分踏まえ、入会決定を行うこととする。

- (1) ゴールボール競技並びに障害者のスポーツに対して十分な理解があり、ゴールボール競技の振興を図る当協会の会員として相応しい個人あるいは団体であること。
- (2) 安定的な会費の納入が見込まれること。
- (3) 反社会勢力を拒絶あるいは関係しないもの。
- (4) 会員として高潔でありコンプライアンス管理を理解し厳守できるもの。

(通知)

第4条理事会における入会の可否の決定後、協会は、その旨を本人に通知する。入会の承認を得た入会申込者は、会費を一か月以内に協会へ納付しなければならない。

附則 この規則は、平成27年3月22日から施行する
令和5年6月11日 改定